## 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画の決定

(奈良市決定)

都市計画大宮通り交流拠点地区地区計画を次のように決定する。

(平成29年3月7日決定)

_		-			
名 称	大宮通り交流拠点地区地区計画				
位 置	奈良市三条大路一丁目の一部				
面積	約3. 2 ha				
区整開びにる	地区計画の 目標	本地区は市の中心部に位置し、日本でも有数の歴史的・自然的な観光資源が存在する奈良公園と平城宮跡の間にあるとともに、これらの資源をつなぐ、交通利便性の高い4車線道路である都市計画道路大宮通り線及び都市計画道路三条菅原線に面する地区である。この立地特性を活かして、本地区では官民の連携で滞在型観光と地域交流を促す複合的な賑わいと交流の拠点整備が進められている。本地区計画は、賑わいと交流の拠点にふさわしい都市機能の充実により、賑わいのある健全な市街地と滞在型観光の拠点としての機能の形成を図るとともに、地区周辺の住環境との調和を図ることを目標とする。			
- のソJ 正I	土地利用の方針	用途地域を基本として本地区を2地区に細分化し、それぞれの地区の特性に合わせて土地利用を定め、観光交流拠点として良好な市街地環境の形成・維持を図る。 1)「A地区」(商業地域) 滞在型観光と地域交流を促す土地利用として、交流拠点施設、ホテル、NHK施設などを導入し、賑わいと交流の拠点となる適切な土地利用を誘導する。 2)「B地区」(第二種住居地域) 隣接するA地区の利用客の駐車場や「パーク&バスライド」の拠点となるバスターミナルなどを配置し、周辺環境に配慮した土地利用を誘導する。			
	地区施設の 整備の方針	周辺の道路環境に配慮し、都市計画道路大宮通り線と都市計画道路 三条菅原線を南北につなぐ新たな道路を適正に配置する。 また、利用者の憩いの場となる公園やオープンスペースを整備する とともに、緑化にあたっては、在来種を用いるなど、樹種の選定に配 慮する。			
	建築物等の整備の方針	周辺の居住環境に配慮しつつ、滞在型観光と地域交流を促す複合的な賑わいと交流の拠点の創出を図るため、青少年の健全な育成や良好な都市環境を阻害するおそれのある建築物の用途の制限及び建築物の形態又は意匠の制限を定める。 また、眺望景観を阻害しない奈良らしい景観づくりに取り組むよう配慮し、賑わいと交流の拠点として統一感のある建築物等の意匠形態の制限を定め、良好な都市景観を形成する。			

地建区築	地区名称	A 地 区	B 地 区
整物備等	区分面積	約2.5ha	約0.7ha
	建築物の用途制限	次の各号には、は、は、の名号には、は、はないではない。と、はちんではないではないではないではないでは、はないではないではないではないでは、は、の名のではないでは、は、の名のではないでは、は、ののは、は、のののでは、は、のののでは、は、は、は、は、は、は、は、は	してはならない。 (1)マージャン屋、ぱちんこ屋、 射的場、勝馬投票券発売所、場 外車券売場、場内車券売場又は 勝舟投票券発売所 (2)工場(主要用途に附属する
	建築物等の形態にの制限	○ 2 を表示である。 2 を表示である。 2 を表示である。 2 を表示である。 2 を表示である。 3 を表示である。 4 を表示である。 5 を表示である。 6 を表示である。 6 を表示である。 6 を表示がある。 6 を表示がある。 7 を表示がある。 7 を表示がある。 7 を表示がある。 8 を表示がある。 8 を表示がある。 8 を表示がある。 8 を表示がある。 9 を表示がる。 9 を表示がある。 9 を表示がある。 9 を表示がる。 9 を表示がある。 9 を表示がある。 9 を表示がある。 9 を表示がある。 9 を表示がある。 9 を表	ける場合は、形態、材料、色彩によること。 大宮通り線又は都市計画道路三条菅 ラー室外機を設ける場合は、目隠し

外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。

8 第1項から第7項の規定は、この地区計画の決定の日以降新たに建築(大規模の修繕及び大規模の模様替を含む。) される建築物から適用する。

区域、地区の細分化は計画図表示のとおり。

## 別表第1

		色相区分	明度区分	彩度の上限	備考
	R系	0.0 R以上	8.0 以上	1.0 以下	
		5.0 R未満	8.0 未満	2.0 以下	
		5.0 R以上	8.0 以上	1.0 以下	
		10.0 R未満	7.0 以上 8.0 未満	3.0 以下	
			7.0 未満	4.0 以下	
	ΥR	0.0YR以上 10.0YR未満	9.0 以上	_	使用不可
	系		8.0 以上 9.0 未満	1.0 以下	
			7.0 以上 8.0 未満	2.0 以下	
			6.0 以上 7.0 未満	3.0 以下	
			5.0 以上 6.0 未満	4.0 以下	
<i>F</i> nl			5.0 未満	6.0 以下	
外	Y系	0.0 Y 以上 5.0 Y 未満	9.0 以上	2.0 以下	
壁			8.0 以上 9.0 未満	3.0 以下	
			7.0 以上 8.0 未満	4.0 以下	
			7.0 未満	6.0 以下	
		5.0 Y以上 10.0 Y以下	9.0 以上	1.0 以下	
			8.0 以上 9.0 未満	2.0 以下	
			5.0 以上 8.0 未満	4.0 以下	
			5.0 未満	6.0 以下	
	 その他の色相		9.0 以上	_	使用不可
			8.0 以上 9.0 未満	1.0 以下	
			8.0 未満	2.0 以下	
	無彩色		9.0 以下	0	
屋	R系	0.0 R以上 10.0 R未満	4.0 以上	_	使用不可
			4.0 未満	2.0 以下	
	Y R 系	0.0 Y R以上 5.0 Y R未満	4.0 以上	_	使用不可
			4.0 未満	4.0 以下	
		5.0 Y R以上 10.0 Y R未満	4.0 以上	_	使用不可
			4.0 未満	6.0 以下	
	Y系	0.0 Y以上 5.0 Y未満	4.0 以上	_	使用不可
根			4.0 未満	6.0 以下	
Ĭ.		5.0 Y以上	4.0 以上	_	使用不可
		10.0 Y以下	4.0 未満	4.0 以下	
	その他の色相		4.0 以上	_	使用不可
			4.0 未満	2.0 以下	
	無彩色		4.0 以上	_	使用不可
			4.0 未満	0	

- (※1) ただし、無塗装又は透明塗装された自然素材を使用する場合は、この限りでない。
- (※2)表の数値は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格 Z 8 7 2 1 に定める色の 三属性による表示方法の色相、明度及び彩度の値である。

